

五所川原市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、五所川原市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という）という。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、青森県五所川原市字元町 53 番地 特定非営利活動法人子どもネットワーク・すてっぷ事務局に置く。

(センターの目的)

第3条 このセンターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、育児に関する援助活動により、市民相互の子育て支援を通じて地域における子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織に関すること
 - (2) 援助活動の連絡調整に関すること
 - (3) 会員の援助活動に必要な講習、指導及び助言に関すること
 - (4) 会員間の交流に関すること
 - (5) センターの広報に関すること
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの事業運営に必要なこと
- 2 センターに代表者を1名置く。

(会員)

第5条 会員はセンターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）若しくは育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）であって代表者の承認を得た者とする。

- 2 提供会員は、五所川原圏域定住自立圏に在住する18歳以上の者とする。
- 3 依頼会員は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 概ね小学生以下の子どもの保護者であって市内に在住する者
 - (2) 概ね小学生以下の子どもの保護者であって市内の事業所に勤務する者
 - (3) 市内の教育・保育施設に登園又は市内の小学校に通学している子どもの保護者であって五所川原圏域定住自立圏に在住する者
- 4 提供会員と依頼会員は、これを兼ねること（以下「両方会員」という）ができる。
- 5 会員はセンターで開催する講習会などに積極的に参加し、保育知識や技術の向上に努めるものとする。
- 6 会員は援助活動により知り得た他の会員に関する秘密を漏らしてはならない。なお、会員でなくなった後も同様とする。
- 7 会員は援助活動を通じ、物品の販売若しくはあっせん及び宗教活動若しくは政治的活動等を

行ってはならない。

(入会)

第6条 会員として入会する者は入会申込書（別記様式第1号）を提出してセンターの承認を受けなければならない。

- 2 提供会員は入会に際してセンターの実施する講習を受講しなければならない。
- 3 センターは承認を受けた会員に対して、会員証（別記様式第2号）を発行する。
- 4 センターに備え付ける会員明細表は（別記様式第3号）とする。

(保険)

第7条 会員は援助活動中の事故に備えるため、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

- 2 前項の保険加入に要する費用は、センターが負担する。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届けなければならない。

- 2 会員は退会に際して、第6条により発行された会員証をセンターに返還しなければならない。
- 3 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンターが認めたときは退会させることができるものとする。

(アドバイザー等)

第9条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、第4条に規定する事業の実施に当たるほか、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) サブリーダーの選任、育成及び指導に関すること
 - (2) 援助活動の相談に関すること
 - (3) 会員の統括に関すること
 - (4) 事業の事務処理に関すること
- 3 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡調整等を行う。

(援助活動の内容)

第10条 提供会員が行う援助活動は次のものとする。

- (1) 保育園、幼稚園、学校その他これらに類する施設（以下「保育施設等」という）の開始時間まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設等の終了後に子どもを預かること。
- (3) 保育施設等の送迎を行うこと。
- (4) 学童保育終了後に子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後に子どもを預かること。
- (6) 子どもが軽度の病気の場合や日常の保育者に急用ができた場合等、臨時の、突発的に子どもを預かること。
- (7) 会員の育児に必要な援助で、センターが必要と認めたもの。

- 2 前項の援助活動は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし会員間で合意がある場合はこの限りではない。
- 3 前項の援助活動は、提供会員が活動に費やした時間とする。

(援助活動の実施方法)

- 第 11 条 依頼会員が援助を必要とする場合には、センターの開設時間内にアドバイザーに援助依頼の申し込みをするものとする。
- 2 依頼会員から援助の申し込みを受けたアドバイザーまたはサブリーダーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申し込み内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡し、活動内容を調整の上、活動依頼受付簿（別記様式第 4 号）に記入する。
 - 3 依頼会員は援助活動の際、事前打ち合わせ内容書（別記様式第 5 号）を記入し提供会員に提出するものとする。
 - 4 提供会員は援助活動の際、活動報告書（別記様式第 6 号）を翌月 5 日までにアドバイザーへ（サブリーダーが置かれている場合は、サブリーダーを経由して）提出するものとする。
 - 5 提供会員は安全チェックリスト（別記様式第 7 号）で安全確認を行ってから援助活動を行うこととする。
 - 6 援助活動に生じたトラブルについては、アドバイザーに報告し助言を求めることがある。
 - 7 センターが休日等で、援助活動が必要になった場合、センターの携帯電話等にて連絡をとることとする。

(利用料金等)

- 第 12 条 依頼会員は提供会員に対し、援助終了後利用料金及び当該活動に伴う必要経費等を別に定められた基準（別紙 1）に従って支払うものとする。

(事故報告等)

- 第 13 条 会員は援助活動中に事故が発生した場合は、直ぐにセンターに報告しなければならない。

附 則

この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 11 年 5 月 6 日から施行する。
この会則は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。
この会則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1

五所川原市ファミリー・サポート・センター利用料金に関する基準

- 1 五所川原市ファミリー・サポート・センター会則第12条に係る利用料金の基準を次のように定める。

	援助活動時間の区分	利 用 額
平日（7時～21時）	開始30分間	300円
同 上	延長10分につき	100円
平日（7時～21時以外） 土・日・祝日	開始30分間	330円
同 上	延長10分につき	110円
平日・土・日・祝日	宿泊（19時～翌朝7時） 日中からの継続は加算	6,000円

- 2 宿泊は19時から翌朝7時までの料金を6,000円とし、日中も託児をした場合時間当たりの額を加算する。
- 3 複数の子ども（兄弟）を預かる場合は2人目から上記の半額とする。
- 4 取り消しの場合は、次のとおり依頼会員が提供会員に支払う。
- （1）前日までの取り消し ····· 無料
- （2）当日の取り消し（依頼時間1時間前まで）··· 上記基準により算定された額の半額
当日の取り消し（依頼時間1時間以内）··· 全額
- （3）無断取り消し（依頼時間開始後の取り消しも同様）··· 全額
- 5 依頼会員は援助活動に要した必要経費を提供会員に支払うものとする。
- （1）子どもの送迎に係る交通費（タクシー等含む）
- （2）提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用
- 6 利用料金及び実費は援助活動終了後に依頼会員から提供会員へ支払うものとする。